

**多様なモビリティ導入支援事業費補助金  
（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）  
公募要領**

**令和2年3月**

**（令和2年7月改正）**

**電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局**

# 目 次

1. 事業の目的・補助対象事業者について .....	2
(1) 事業の目的 .....	2
(2) 補助事業者 .....	2
2. 補助対象経費及び補助率 .....	5
3. 事業実施期間について .....	5
4. 補助事業者の義務等 .....	6
5. その他 .....	6
6. 応募申請書類の提出について .....	7
(1) 受付期間 .....	7
(2) 提出方法 .....	7
(3) 事前相談、問い合わせ先 .....	7
(4) 提出先 .....	7
(5) インターネットの利用 .....	8
(6) 提出書類について .....	8
7. 審査及び結果通知について .....	8
(1) 主な審査内容 .....	8
(2) 審査結果の通知等 .....	9
(3) 公募のスケジュール .....	9
(4) その他 .....	10
8. お問い合わせ先 .....	10

## 1. 事業の目的・補助対象事業者について

### (1) 事業の目的

高齢者向けの電動アシスト自転車貸出事業等を行う地方公共団体、民間団体等（以下「補助事業者」という。）を支援し、自動車に変わる手段として、電動アシスト自転車の利用が増加することを目的とします。

なお、本事業の公募から補助金交付までの手続きは電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局（以下「事務局」という。）が、別途規定された多様なモビリティ導入支援事業費補助金（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）交付規程に従って行います。

### (2) 補助事業者

以下のⅠ及びⅡのいずれの要件も満たす団体。

#### Ⅰ 補助要件

補助対象地	<p>電動アシスト自転車を貸し出す高齢者（令和2年度中に60歳以上となる方。）の住居等から半径1キロ以内に鉄道の駅が所在しないこと。</p> <p>但し、半径1キロ以内に鉄道の駅が所在する場合であっても、実移動距離が1キロを超えている、または鉄道の一日の発着本数が少なく鉄道の利用が不便であるなどの状況により、補助対象地域として認められる場合がある。</p>
交通ルール等の再教育及び安全講習会の実施	<p>補助事業者は、電動アシスト自転車の貸出対象者に対して、自転車の基本的な交通ルール等の再教育を行うとともに、乗り方講習を含めた安全講習会を実施すること。</p> <p>安全講習会で実施すべき内容等について、別紙1に定める。</p>
電動アシスト自転車の貸出	<p>補助事業者は、上記の安全講習会に参加し、電動アシスト自転車の利用に支障がないと判断された高齢者に対して、GPSロガー等のIoT端末を搭載した電動アシスト自転車を貸し出すこと。貸出期間は原則3ヶ月以上（※）の期間とすること。</p> <p>電動アシスト自転車満たすべき仕様について、別紙2に定める。</p> <p>GPSロガー等のIoT端末満たすべき仕様について、別紙3に定める。</p> <p>貸出する電動アシスト自転車は、高齢者1人に対して1台を固定するものとし、複数人での共同利用は禁止する。</p> <p>貸し出しに当たり、各種利用条件やGPSロガー等のIoT端末を通じて行動範囲等のデータを収集すること等を定めた利用規約（別紙4に示す条項と同等の内容を含むものであって、交付決定に際して確認がなされたもの）を設け、同意書を利用者から取得すること。</p> <p>なお、貸出実績及び利用実績が著しく少ない電動アシスト自転車等については、補助対象として認められない場合がある。</p> <p>補助事業者は、貸し出しを行う電動アシスト自転車について、定期的な整備・点検を行い、安全性確保上の責任を負うものとする。</p>
利用者の行動範囲等のデータ収集・分析及び報告	<p>補助事業者は、貸し出した電動アシスト自転車に搭載されたGPSロガー等のIoT端末から取得した、利用者の行動範囲等のデータを収集、分析した上で、所定のデータ形式にて事務局に報告（データ提出）を行うこと。</p> <p>事務局に提出するデータの種類・形式等について、別紙5に定める。</p> <p>また、補助事業者は、電動アシスト自転車利用者に対してアンケートを実施し、その結果を併せて事務局に報告すること。アンケート項目は、本事業所定</p>

	<p>の項目及び補助事業者が任意に設定する項目から構成するものとする。</p> <p>アンケート項目のうち、本事業所定の項目について、別紙6に定める。</p> <p>補助事業者は、利用者に係る情報及びGPSロガー等のIoT端末を通じて収集する情報について、個人情報保護法に準じた厳格な取り扱いを行うこと。</p>
事業完了後の電動アシスト自転車の貸出	<p>補助事業者は、補助事業の完了後も継続して電動アシスト自転車の高齢者への貸し出しを継続すること。</p> <p>貸し出しを継続する期間は、補助事業の交付決定日の翌年度末までとする。</p> <p>ただし、補助事業の完了後は、利用者の行動範囲等のデータ収集・分析及び報告を行う必要はない。</p>

(※) 貸出期間については原則3ヶ月以上としておりますが、現在、新型コロナウイルス感染症により、電動アシスト自転車の生産体制等に影響等があることから、申請者等の状況を踏まえた柔軟な貸出期間（2ヶ月間を目安）とすることといたしました。

## II 以下の不支給要件のいずれにも該当しないこと

不支給要件
<p>1 次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員との関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交付の相手方として不相当であると事務局が認める場合。</p> <p>イ 偽りその他不正の手段によって、適正化法第2条第1項に規定する補助金等及び適正化法第2条第4項に規定する間接補助金等並びに施行令第4条第2項第4号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合。</p> <p>ロ 補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合。</p> <p>ハ その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分違反した場合（ロに掲げる場合を除く。）。</p> <p>ニ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>ホ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（へに掲げる場合を除く。）。</p> <p>へ 役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>ト 役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>チ 業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第14号に掲げる行為を行った場合。</p> <p>リ 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合。</p> <p>ヌ 前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告された場合。</p> <p>2 次のいずれかに該当する事業者</p> <p>イ 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年</p>

法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの(以下「暴力団員等」という。)のある事業所

- ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

(共同申請について)

申請に当たっては申請事業者単独での申請を原則としますが、申請事業者単独では事業が成立しない場合(下記例のような場合)には、複数団体での共同申請を認めます。

なお、地方公共団体との共同申請は原則認めます。

(例)

- ・リース会社を利用する場合(下記参照)

なお、共同申請の場合には、申請書について、専用の様式がありますので、事務局にご確認ください。

(電動アシスト自転車取得においてリース会社を利用する場合)

電動アシスト自転車の取得においてリース会社を利用する場合は、補助事業者とリース会社との共同申請とし、原則、リース会社は1補助事業者について1社とします。ただし、リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した電動アシスト自転車(及び同時に調達する備品等を含む)とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示してください。また、契約期間は、交付決定日の翌年度末までとして下さい。割賦契約はリースには含みません。

## 2. 補助対象経費及び補助率

補助金の 名称	補助対象事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
多様なモビリティ 導入支援事業（電 動アシスト自転車 安全対策・普及推 進事業）	電動アシスト自転車 安全対策・普及推 進事業	電動アシスト自転車購入費、ヘルメッ ト購入費、GPS購入費、GPS運用 費、謝金、旅費、会議費、会場借料費、 広告費、印刷費、通信費、事務機器リ ース費、消耗品費、外注費、委託費、 臨時雇用員費、その他事業を実施する ために必要な経費	2 / 3

- ※ 補助対象経費は、当該事業を遂行するために真に必要かつ適切な経費とします。
- ※ 補助対象となるのは補助事業完了日までの事業費のみとし、補助事業完了以降に要する事業費は補助事業者の負担とします。
- ※ 次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。
- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
  - ・ 補助事業者の人件費
  - ・ 土地、建物等施設に関する経費
  - ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
  - ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき発生したキャンセル料等は直接経費として計上できる可能性がありますので、担当者にご相談ください。）
  - ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
  - ・ 商品券等の金券
  - ・ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
  - ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
  - ・ 貸出事業に供する電動アシスト自転車以外の自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
  - ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
  - ・ 振込手数料、公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
  - ・ 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
  - ・ 車両運搬等に係る運搬費
  - ・ 共同申請者間の電動アシスト自転車の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等
  - ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンタなど）の購入費
  - ・ 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
  - ・ 上記のほか、補助事業に関係がない経費

なお、応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額どおりの交付決定額とはならない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## 3. 事業実施期間について

本公募で採択された場合は、本補助金の交付申請を行っていただく必要があります。交付決定後は、補助事業に係る電動アシスト自転車等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手

し、2021年1月29日（金）までに、事業完了（電動アシスト自転車利用者のデータ報告（アンケート調査結果を含む）が完了し、補助対象経費が全て支払われた時点をいう。以下同じ。）して下さい。

※新型コロナウイルス感染症により、電動アシスト自転車の生産体制等に影響があることから、事業完了の時期について、2021年1月15日（金）から2021年1月29日（金）に延長いたしました。

#### 4. 補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合、その日から起算して30日を経過した日、もしくは2021年2月5日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑥ 補助事業者は、電動アシスト自転車の貸し出しを行うにあたり、利用者向けの問い合わせ先を設け、責任を持って対応を行わなければなりません。（なお、事務局窓口は、本事業の補助事業者（及び応募事業者）を対象とした窓口であり、各補助事業における利用者への直接の対応は原則として行いません。）
- ⑦ 補助事業者は、貸し出しを行った電動アシスト自転車に関わる交通事故等が発生した場合、速やかに事務局に連絡を行わなければなりません。
- ⑧ 補助事業に関係する調査への協力、その他事業成果を発表していただく場合があります。

#### 5. その他

- ① 今回の申請により提出された補助金申請額が交付決定額となるものではありません。本公募による採択決定後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、交付決定通知書にて交付決定額を通知します。
- ② 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。  
また、特に必要と認められる場合、補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。
- ③ 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。
- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（本申請書

の提出以降を含む。)は認められませんのでご注意ください。

なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に事務局又は経済産業省担当課にご相談ください。

- ⑤ 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。但し、随意契約とする場合には、選定理由書の提出が必要です。

## 6. 応募申請書類の提出について

### (1) 受付期間

2020年4月20日(月)～2020年9月30日(水)正午まで【必着】

※新型コロナウイルス感染症により、電動アシスト自転車の生産体制等に影響があることから、公募期間を2020年8月31日(月)から9月30日(水)まで延長いたしました。

2020年5月中旬の審査開始以降は、補助事業の予算が終了次第、早めに受付期間を締め切る場合があります。

また、応募の状況によって、上記期間以降での追加募集を行う場合があります。

### (2) 提出方法

応募される方は、別紙申請様式により作成の上、正本1部と写し1部の計2部及び電子媒体一式を、上記期間までに事務局へ郵送にて提出してください。【受付期間内に必着のこと】

配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるよう十分ご注意ください。

### (3) 事前相談、問い合わせ先

申請書作成にあたってのお問い合わせについては、事務局で受け付けています。

応募を検討している場合は、要件等の確認を行いますので、事務局までご連絡ください。

本件に関する連絡先は「8. お問い合わせ先」のとおりです。

事前相談を希望される場合には、お待たせしないよう事前に相談日等の電話での予約をお願いしています。締切直前は混み合うことが予想されるため、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

### (4) 提出先

提出書類は郵送により以下に提出してください。封筒等の表面に「電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業応募申請書類在中」と朱記してください。なお、郵送先は経済産業省ではありませんので、ご注意ください。



＜電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局＞

**【提出物】正本1部＋写し1部＋電子媒体一式**

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階  
電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 宛

TEL：03-6825-5478

※電話受付時間 10:00～12:00 及び 13:00～17:00（土日祝日を除く）

E-mail：[epac@surece.co.jp](mailto:epac@surece.co.jp)

HP：[https://epc.or.jp/category/fund\\_dept/epac](https://epc.or.jp/category/fund_dept/epac)

- (注1) FAX及び電子メール、持参による提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。
- (注2) 締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付してください。
- (注3) 郵送の際には、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、宅配便等）にてお送りいただきますようお願いいたします。
- (注4) 一団体に複数の申請を提出する場合にも、申請ごとの郵送（1郵送につき1申請）をお願いします。

**(5) インターネットの利用**

本公募要領及び関連資料は下記ウェブサイトにも掲載しておりますので必ずご確認ください。申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

[https://epc.or.jp/category/fund\\_dept/epac](https://epc.or.jp/category/fund_dept/epac)

**(6) 提出書類について**

- ① 提出に際しては、本公募要領において別途定める様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4判でお願いします（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。
- ② 書類の提出先と提出部数は次のとおりです。

提出先	提出部数
電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局	・ <b>正本1部</b> … 片面印刷 A4判 ・ <b>写し1部</b> … 両面印刷 ・ <b>電子媒体一式</b> … 必要書類を格納したCD-R（DVD-Rも可。以下同じ。）

※通しページを提出書類下中央に必ず打ち込み、CD-Rには申請団体名を記載すること。

- ③ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。  
なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④ 提出書類や追加説明資料は返却いたしません。

**7. 審査及び結果通知について**

**(1) 主な審査内容**

審査は、事務局と経済産業省の協議により行われます。

- ① 基本的事項の審査（必須項目）  
ア. 補助対象要件

補助事業の目的に合致しており、かつ「1.（2）補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか

イ. 補助事業者としての適格性（※1）

応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤及び実績を有しているか

ウ. 補助事業の実施体制

応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な実施体制を有しているか

エ. 補助事業の実施計画

応募者は補助事業を円滑に遂行するための適切な計画を立案しているか

オ. 利用料金の適切性（利用料金を設定している場合のみ）

応募者は電動アシスト自転車の貸出における利用料金を設定している場合、金額を適切に設定しているか

カ. 利用者の安全確保に関する取組

応募者は電動アシスト自転車の貸出事業において、利用者の安全を確保するための適切な計画を立案しているか

② 採択時の申請台数の調整について

採択においては、本公募全体の応募の状況に応じて、各応募者から応募申請された電動アシスト自転車申請台数の調整を行う場合があります。その場合、応募申請時の申請台数及び申請金額に満たない採択結果となることがあります。

（注1）基本的事項については必須項目のため、様式中（必須）と記載されている項目は全て記載してください。

（注2）※1の補助事業者としての適格性を説明するために、財務状況の確認に関する補足書類をご提出いただくことを推奨します。審査においては、経営基盤の健全性を重視しています。

**（2）審査結果の通知等**

審査結果（採択又は不採択）の決定後、事務局から速やかに郵送にて通知します。

採択者は、補助金の交付などの執行に係る必要な手続きについても、事務局に対して行っていただきます。

**（3）公募のスケジュール**

2020年4月20日（月）	受付開始
2020年9月30日（水）正午まで	公募受付締切（※1）
2020年5月中旬	審査開始
2020年5月下旬～	採択先決定～交付申請
2020年6月上旬～	交付決定（※2）

※1 補助事業の予算が終了次第、早めに受付期間を締め切る場合があります。また、応募の状況によって、上記期間以降での追加募集を行う場合があります。

新型コロナウイルス感染症により、電動アシスト自転車の生産体制等に影響があることから、公募期間を2020年8月31日（月）から9月30日（水）まで延長いたしました。

※2 交付決定後、事業開始（発注・購入・契約）が可能となります。

#### (4) その他

本制度では、提出書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の詳細内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

また、公募の結果として、採択事業者名、事業実施場所、事業内容等について公表します。さらに補助対象事業終了後、補助金交付額についても、原則公表する予定です。

### 8. お問い合わせ先

事務局へのお問い合わせは電話、メールのみの受け付けとなります。

問い合わせ先	電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階 TEL：03-6825-5478 ※電話受付時間 10:00～12:00 及び 13:00～17:00（土日祝日を除く） E-mail：epac@surece.co.jp HP：https://epc.or.jp/category/fund_dept/epac
--------	---

※本補助事業の事務局は、一般社団法人環境パートナーシップ会議、事務局業務の一部を委任されたみずほ情報総研株式会社及び株式会社サーベイリサーチセンターが行います。

## 安全講習会について

補助事業者は、電動アシスト自転車を貸し出す対象となるすべての高齢者に対して、下記に定める要件を満たす安全講習会を実施しなければならない。また、電動アシスト自転車の貸し出し対象となる高齢者は講習会で合格となる受講証明書を受けた方に限定する。

### 1. 安全講習会の内容

安全講習会として、以下の講義及び試乗の両方の実施を必須とする。

#### (1) 講義

以下の講義内容を含むものとする。

- ・ 自転車に関する道路交通法等守るべき交通ルールについて  
自転車安全利用五則を含む交通法規、交通ルールの周知  
高齢者の事故の特徴を踏まえた注意事項の説明
- ・ 電動アシスト自転車の特性について

#### (2) 実技

電動アシスト自転車を利用する予定の高齢者に対して、電動アシスト自転車の試乗を実施し、電動アシスト自転車を安全に利用することができる運動能力を有することを確認すること。確認にあたっては、以下の基準に基づき、補助事業者の責任において実施すること。

＜高齢者が電動アシスト自転車を安全に運転できることの確認基準＞

- ・ 電動アシスト自転車の乗降が確実にできること
- ・ 電動アシスト自転車で発進、停止動作が確実にできること
- ・ 電動アシスト自転車でスラローム等を含む運転が確実にできること
- ・ 電動アシスト自転車の駐車（移動、スタンド操作等）が確実にできること
- ・ 公道で自転車安全利用五則を守った運転ができること（交通ルールの遵守含む）

### 2. 受講証明書の発行

安全講習会を受講し、電動アシスト自転車を安全に利用できると認められた高齢者に対しては、受講証明書を発行すること。

なお、受講証明書には以下の項目を記載すること

- ・ 氏名
- ・ 管理番号
- ・ 安全講習会受講日
- ・ 安全講習会の実施主体者名（補助事業者名）
- ・ 合格した旨がわかる記載
- ・ 受講証明書発行日

また、補助事業者は、受講証明書を発行した合格者の名簿を作成し、保管すること。

タイトルは変更可能ですが、通常の自転車講習会でなく、電動アシスト自転車の講習会であることがわかるタイトルにしてください。

管理番号、発行日はどちらかの記載で可

管理番号  
令和2年●月●日

## 電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業 安全講習会 受講証明書

殿

受講者名は下記の受講者名のみでも可

安全講習会の実施主体者名 ⑩

貴殿は電動アシスト自転車の安全講習会を下記の通り受講されたことを証明します。

記

- ・ 受講者名 ○○ ○○ 殿
- ・ 管理番号 (講習会実施者の任意の管理番号、省略も可)
- ・ 安全講習会受講日 令和2年●月●日
- ・ 受講結果 講習内容に合格し電動アシスト自転車の利用に支障がありません。
- ・ 受講証明書発行日 令和2年●月●日

受講の結果、合格とならなかった方に受講証明書を発行する場合は、合格でないことがわかる文章にしてください(下記例示)。

以上

### 【不合格時の文例】

講習を受講いただきましたことを証明します。  
ただし、電動アシスト自転車の利用には、更なる練習が必要です。

電動アシスト自転車が満たすべき仕様

GPSロガー等のIoT端末を搭載した電動アシスト自転車を貸し出すこと。貸出期間は原則3ヶ月以上(※)の期間とすること。貸し出しを行う電動アシスト自転車について、定期的な整備・点検を行い、安全性を確保する。

(※) 貸出期間については原則3ヶ月以上としておりますが、現在、コロナウイルス感染症により、電動アシスト自転車の生産体制等に影響等があることから、申請者等の状況を踏まえた柔軟な貸出期間(2ヶ月間を目安)とすることといたしました。

1. 補助対象機器・サービス

○電動アシスト自転車

自転車の安全面の観点から、国家公安委員会が型式認定を行っている駆動補助機付自転車であって、BAAマーク(※1)もしくはTSマーク(※2)が貼付されていること。

※1: 一般社団法人自転車協会が制定した自転車安全基準に適合した自転車に貼付される自転車協会認証。

※2: 自転車安全整備士によって安全な普通自転車であることを点検確認したときに貼付される点検整備済証

○貸し出しを行う自転車に付保する保険

補助事業者は、交通事故等発生時の金銭的な対策として、貸し出しを行う自転車に傷害保険、賠償責任保険等を付保することを必須とする。

補助対象となる赤色TSマークの貼付を推奨するとともに、必要に応じて追加的な任意保険への加入(自転車に対して付保されるタイプ以外の保険は補助対象外)も併せて推奨するものとする。

○ヘルメット

自転車用・電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメットであり、安全基準適合表示であるSGマーク(※3)を取得もしくは(公財)日本自転車競技連盟(JCF)の公認を受けていること。

※3: 一般財団法人製品安全協会が制定したSG基準を有するもの。

○点検・整備

自転車の使用時に自転車販売店等において、定期的に空気圧、チェーン、バッテリー等の状態の点検・整備を行うこと。

【補助対象とする例】

I 電動アシスト自転車

- ・ 2輪または3輪の電動アシスト自転車購入費用
- ・ 標準仕様としてそれに付属する備品等(鍵及び前バスケットなど)
- ・ 定期メンテナンス費用 ※4
- ・ 防犯登録費用

なお、スタッドレスタイヤは実情にあわせて対象となる可能性がある。

II 自転車用・電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット

- ・ スポーツタイプのヘルメット

### Ⅲ 保険

- ・盗難保険、傷害保険、賠償責任保険 ※4

※4: 対象期間は交付決定日～事業完了日まで（案分して事業期間内分のみ補助対象とする）。貸し出しを行う自転車に対して付保する保険に限る。

#### 【補助対象外とする例】

##### I 電動アシスト自転車

- ・バックミラー
- ・チャイルドシート
- ・後ろバスケット
- ・ルーフ

##### II 自転車用・電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット

- ・頭部を保護する目的以外の機能性において高付加価値を有するものと認められるヘルメット

### Ⅲ 保険

- ・自転車利用者が加入すべき個人賠償責任保険等保険費用

## GPSロガー等のIOT端末が満たすべき仕様

GPS（全地球測位システム；Global Positioning System）やみちびき（準天頂衛星システム）によって得られる位置データ等が取得できる機器で、原則、データを随時通信して送信する機能を有するものであって、以下に該当するもの。

### 1. 補助対象機器・サービス

#### ○GPSロガー

- ・GPSやみちびきによって位置データ等が取得できる機器
- ・位置データには走行ルートのプロット図を作成するためのGPSロガー機器番号、タイムスタンプ、緯度・経度データ等を含むこと。
- ・データ欠損が出ないよう電源供給機能を保持すること。
- ・自転車1台ごとにGPSロガーを1台用意すること。
- ・GPSロガー機器番号は、利用者ごとに重複しないよう設定すること。
- ・通信機能またはデータ取り出し機能を用いて位置データを取得すること。
- ・事業期間中は本事業以外には使用をしないこと。

#### ○位置データ送信機器

- ・原則、位置データ等を通信により送信する機能を有すること。
- ・3Gや4G規格の通信ができる機能を有すること。
- ・リアルタイム送信をする必要はないが、走行した日に取得したデータは原則翌日0時までに送信すること。

#### ○GPSビューア

原則、走行ルートが地図上でプロット図として見られるソフトウェアやシステム。

#### ○GPSデータダウンロードサービス

原則、各自転車から送信される位置データを取得することができるサービスであること。

#### 【補助対象とする例】

- ・通信機能はないがデータ取り出し機能を用いて位置データを取得できるGPSロガー
- ・GPSロガーで使用するSDカード

#### 【補助対象外とする例】

- ・本事業の対象自転車以外の位置データ等が表示されたGPSビューア
- ・本事業に必要な機能がない機能が過剰に搭載されたGPSロガー

### 2. 補助の要件

位置データを原則10～60秒間隔で取得すること

### 3. 位置データ等フォーマット仕様

#### 1) 位置データ

- ・補助対象となるすべての電動アシスト自転車のデータ
- ・走行ルートのプロット図を作成するためのGPSロガー機器番号、タイムスタンプ、緯度・経度データ等
- ・データフォーマットはCSV形式
- ・緯度・経度データはNMEA形式またはDegree形式で記載



データは以下の順で取得して記録すること

①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥

番号	項目	フォーマット	入力例
①	GPSロガー機器番号	任意	GPS01
②	日付（日本標準時）	yyyy/mm/dd	2020/12/31
③	時刻（日本標準時）	hhmmss	101122
④	緯度経度の形式フラグ NMEA形式 or Degree形式	NMEA or Degree	NMEA or Degree
⑤	緯度	NMEA形式 ddmm.mmmm	NMEA形式の場合： 3567.5893
⑥	経度	Degree形式 ddd.dddd	Degree形式の場合： 35.671802

## 2) 使用者別データ

- ・補助対象となるすべての電動アシスト自転車のデータ
- ・使用者別情報を作成するためのGPSロガー機器番号、タイムスタンプ、1日あたりの走行実績等
- ・機器（個人）単位で1日単位でデータを記録する
- ・データフォーマットはCSV形式

データは以下の順で取得して記録すること

①, ②, ③, ④, ⑤

番号	項目	フォーマット	入力例
①	GPSロガー機器番号	任意	GPS01
②	日付（日本標準時）	yyyy/mm/dd	2020/12/31
③	1日あたりの走行距離	メートル	1234.56
④	1日あたりの使用時間	分	78.90
⑤	1日の内の最長走行距離	メートル	567.89

※位置データが15分以上変わらない場合は、自転車未使用として扱う。

使用が日にちをまたぐ場合の使用は前日のデータとして扱う

標準的な利用規約（例）について

注1. 以下で示す標準的な利用規約はあくまで一例を示すものである。本事業の公募要領において規定する補助要件等を満たす範囲において、各補助事業者が提供するサービス形態に応じて、補助事業者の責任の下で適切な規約の設定を行うものとする。

注2. 本案では、補助事業者を便宜的に〇〇株式会社、〔当社〕と表記している。

注3. 本事業において利用者から使用料は徴収しないことを前提としているが、徴収する場合に必要となる条項についても例示している。

注4. 各地方公共団体における条例の規制は考慮していないため、必要に応じて、条例の規制に応じた内容にする必要がある。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約における用語は次の意味を有するものとします。

- ・電動アシスト自転車：電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業（以下、「本事業」という。）において、〇〇株式会社（以下、「〔当社〕」という。）が貸し出しを行う電動アシスト自転車をいう。
- ・GPSロガー：電動アシスト自転車に備え付けの位置情報記録装置をいう。
- ・利用者：〔当社〕が開催する安全講習会を受講して受講証明書を交付され、本利用規約への同意書を〔当社〕に提出したうえで、利用契約を締結して電動アシスト自転車の貸出を受ける者をいう。
- ・サービス：本事業において利用者に対して電動アシスト自転車を貸し出すことをいう。

第2条（規約の適用）

当社は、本事業において電動アシスト自転車の貸出を希望する利用者との間で本規約に基づき契約を締結し、別に定める貸出期間中、電動アシスト自転車を貸し出すサービスを提供するものとします。なお、本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2章 利用登録

第3条（利用登録）

- 1 電動アシスト自転車の貸出を希望する個人は、〔当社〕が開催する安全講習会を受講して受講証明書を交付された後、本規約への同意書を〔当社〕に提出したうえで、指定の方法により利用登録の申込みを行うものとします。
- 2 第1項の申込みに対して、〔当社〕が承諾した場合に利用契約が成立するものとします。但し、次の各号の一つ以上に該当する場合には、利用契約の締結を行わないことができるものとします。
  - (1) 〔当社〕が規定する年齢要件（利用登録日時時点で満〇〇歳以上であること。）を満たさないとき。
  - (2) 住居等から半径1キロ以内に鉄道の駅が所在するとき。但し、半径1キロ以内に鉄道の駅が所在する場合であっても、実移動距離が1キロを超えている、または鉄道の一日の発着本数が少なく鉄道の利用が不便であるなどの状況により、利用を認められる場合があります。
  - (3) 貸出を行う電動アシスト自転車の最低身長要件を満たさないとき。
  - (4) すでに本サービスで電動アシスト自転車の貸出を受けているとき。

- (5) 安全講習会を受講して受講証明書を交付された場合であっても、心身の状態から 電動アシスト自転車を安全に運転することが困難であると〔当社〕が判断したとき。
- (6) 反社会的勢力に属していると認められるとき。
- (7) 本規約に同意しないとき。
- (8) その他、当社が適当でないと認めたとき。

#### 第4条（サービスの利用条件）

- 1 利用者はサービスを利用するにあたり、第15条に定めた料金を〔当社〕に対して支払うものとします。
- 2 利用者は、電動アシスト自転車の貸出を受けた後に〔当社〕が依頼する、電動アシスト自転車の利用状況等に関するアンケートに対して、必ず回答を行うものとします。

#### 第5条（登録情報等の変更）

- 1 利用者は、利用登録の申込みに際して〔当社〕に提供した個人情報、その他登録事項について変更が生じた場合には、その旨を直ちに〔当社〕に連絡し、利用継続について、〔当社〕の承認を得るものとします。〔当社〕は、利用者より連絡された内容が、本規約第3条第2項の各号に該当するなどサービスの遂行において支障をきたすと判断した場合は、利用契約を解除できるものとします。
- 2 利用者は、心身の状態が悪化した状況が継続し、電動アシスト自転車を安全に運転することが継続的に困難となった場合には、その旨を〔当社〕に連絡しなければならないものとします。その場合、〔当社〕は、安全上の観点から利用契約を解除できるものとします。

#### 第6条（利用登録の解除）

〔当社〕は、利用者が次の各号の一つ以上に該当した場合は、何らかの通知や催告を行うことなくサービスの利用を一時的に停止、または、利用契約を解除することができるものとします。この場合、支払済みの利用料金は、〔当社〕の利用規約により返金しないものとします。

- (1) 利用者が本規約に違反した場合。
- (2) 利用者が電動アシスト自転車を運転中に交通事故、人身事故等を起こした場合。
- (3) 利用者が利用料金の支払いを一回でも延滞した場合。
- (4) 利用者が第3条第2項の各号の一つ以上に該当した場合。
- (5) 〔当社〕が利用者と連絡が取れなくなった場合。
- (6) 利用登録時の情報に誤りがあった場合。
- (7) その他、本サービスの利用継続が不相当であると〔当社〕が判断した場合。

#### 第7条（本サービスの中止）

本サービスの一部又は全部のサービス提供が不能又はその他の理由により、〔当社〕がサービス継続を困難と判断した場合は、〔当社〕は一方的にサービスを中止することができるものとします。

#### 第8条（中途解約）

利用者は、利用契約期間中であっても、いつでも利用契約を解約することができるものとします。

#### 第9条（利用登録の有効期間）

利用契約の有効期間は、利用契約締結日から本サービスの終了日までとします。

※補助事業者はサービス終了日を具体的に規定することも可能。

#### 第10条（本サービスの実施期間）

〔当社〕は、本サービスの実施期間を天候その他の運営上の理由により、予告無く変更する場合があります。

#### 第11条（一時休止・再開）

〔当社〕は、電動アシスト自転車の安全上の問題、GPSロガーの不具合の発生、もしくはその他の事由によりサービスの一時休止が必要と判断した場合には、電動アシスト自転車の返還を求めることができ、利用者はこれに応じなければならないものとします。サービス休止期間にかかる料金の取扱いについては、利用者の不利益とならないよう、休止期間に応じて〔当社〕が適切にその取扱いを決定し、利用者に通知するものとします。

### 第3章 交通事故等の処理

#### 第12条（事故の処理）

- 1 電動アシスト自転車の利用中に、当該自転車に係る事故が発生したときは、利用者は事故の規模にかかわらず法令上の措置を取るとともに、次の各号に定めるところにより処理するものとします。
  - （1）直ちに事故の状況等を所管の警察及び〔当社〕に連絡すること。
  - （2）当該事故に関し、〔当社〕が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
  - （3）当該事故に関し、第三者と示談又は協定を締結するときは、予め〔当社〕の承諾を受けること。
- 2 利用者は、前項によるほか自らの責任と費用において事故の処理・解決を図るものとします。

#### 第13条（故障・盗難等の処理）

- 1 利用者は、電動アシスト自転車及びGPSロガーの異常又は故障を発見したときは、直ちに利用を中止し〔当社〕に連絡するとともに、〔当社〕の指示に従うものとします。
- 2 利用者は、電動アシスト自転車（貸出を行う付属品を含む）やGPSロガーの盗難が発生したときは、直ちに盗難の状況等を所管の警察及び〔当社〕に連絡するとともに、〔当社〕の指示に従うものとします。また、利用者は盗難にかかる負担金として当社が指定する金額を支払うものとします。

#### 第14条（補償）

- 1 〔当社〕は、利用者が電動アシスト自転車を借り受けしている期間については、当該自転車に掛かる損害保険を付保するものとし、利用者は当該保険の保険約款に同意するものとします。利用者が負担した損害賠償責任を保険約款に定める限度内で補償するものとし、補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。
- 2 警察及び〔当社〕に届出のない事故、若しくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、第1項に定める補償が受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾するものとします。
- 3 前二項のほか、保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等、保険約款により第1項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、利用者がすべてそれを負担するものとします。

## 第4章 料金

※利用者から使用料を徴収する場合には、本章において料金について規定すること。

### 第15条（料金、初期登録料）

利用者はサービス利用に対して、〔当社〕が別途定める初期登録料及び料金を、所定の支払い方法に従い、所定の期限までに支払うものとします。また、利用者は、利用契約が終了する日までに生じた未払いの料金がある場合には、これを365日の日割計算した金額について、支払う義務を負うものとします。

## 第5章 責任

### 第16条（定期点検整備）

〔当社〕は、電動アシスト自転車に対して、〔当社〕の定める基準により定期点検整備を実施します。利用者は、貸し出された電動アシスト自転車について、〔当社〕から点検整備を行う旨の連絡があった場合、これに応じなければならないものとします。

### 第17条（利用前点検）

- 1 利用者は、電動アシスト自転車を運転する際はその都度、ブレーキの効き、ハンドルの曲がり、タイヤの空気圧、ベルの鳴り、バッテリー残量などが安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとします。
- 2 利用者は、電動アシスト自転車の損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに〔当社〕に連絡し、利用を中止するものとします。

### 第18条（管理責任）

利用者は、善良な管理者の注意をもって電動アシスト自転車を利用・保管するものとします。

### 第19条（禁止行為）

利用者は、次の行為をしてはならないものとします。

- （1）電動アシスト自転車を利用者本人以外の者に利用させること。
- （2）ヘルメットを着用せずに利用すること。
- （3）心身の状態が優れない状況で利用すること。
- （4）自動車等を用いて電動アシスト自転車を運搬して利用すること。
- （5）無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為。
- （6）交通規則を無視した電動アシスト自転車の利用。
- （7）乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適當な場所での利用。
- （8）歩行者などの通行障害となるような行為。
- （9）自転車の構造・装置（GPSロガーを含む）・付属品などの改造、取り外し及び変更。
- （10）自転車・装置（GPSロガーを含む）・付属品への塗装（文字を含む）、シール等の貼付、もしくは塗装を剥がしたり貸出時に貼付されているシール等を剥がす行為。
- （11）条例が定める自転車等放置禁止区域内、許可を得られない私有地及び通行の障害となるような場所での駐輪。
- （12）運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為。
- （13）電動アシスト自転車を各種テストもしくは競技、牽引又は後押しに利用すること。

- (14) 標準的な積載量を超えた荷物、もしくは過度に重量のある荷物を積んで走行すること。
- (15) その他、前各号に類する行為のほか、法令又は公序良俗に反する行為。

#### 第20条（放置自転車に対する処置）

- 1 利用者は、前条第10項で禁止する場所に電動アシスト自転車を駐輪したとき、放置自転車の撤去、保管等の諸費用の負担、返却までの利用料金その他〔当社〕に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。
- 2 前項の場合において自治体及び警察から〔当社〕に対して自転車の放置について連絡があった場合、〔当社〕は利用者に連絡し、速やかに電動アシスト自転車を移動させ、違反者として法律上の措置に従うことを求めるものとし、利用者はこれに従うものとします。
- 3 〔当社〕が第1項の費用を立て替えて支払ったときは、利用者はこの費用を〔当社〕に対して速やかに支払うものとします。

#### 第21条（貸出自転車の返還義務）

利用者は、利用契約期間の終了に際し、電動アシスト自転車の返却にあたり、通常の使用による損耗を除き、借り受けたときの状態で返却するものとし、備品を含む電動アシスト自転車の全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が利用者の責に帰すべき事由によるときは、〔当社〕は電動アシスト自転車の修理、新規調達費用など現状回復に要する費用を利用者に請求できるものとします。

#### 第22条（貸出自転車が返還されない場合の処置）

- 1 〔当社〕は、利用者が利用契約期間を超過しても電動アシスト自転車を返還せず、かつ〔当社〕の返還請求に応じないとき、又は利用者の所在が不明などの事情により電動アシスト自転車が横領されたものと〔当社〕が判断したときは、利用契約を解除するとともに、刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとることができるものとします。
- 2 前項に該当することとなった場合、利用者は、返還されるまでの利用料金、電動アシスト自転車の回収及び探索に要した費用などの他、〔当社〕に生じた一切の損害を賠償する責任を負います。

#### 第23条（賠償責任）

利用者は、本規約の各条項に定めるほか、利用者が電動アシスト自転車を利用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。

### 第6章 免責

#### 第24条（免責）

利用者は、理由の如何に関わらず、電動アシスト自転車を利用したこと又は電動アシスト自転車を利用できなかったことにより自らに損害が生じた場合でも、〔当社〕に故意又は重過失がある場合を除き、〔当社〕が電動アシスト自転車の利用の対価として当該利用者より受領した金員の額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

#### 第25条（不可抗力の免責）

利用者は、天災地変その他の不可抗力の事由により、利用契約終了時までに電動アシスト自転車が返却できない場合は、これにより生ずる損害についての責任を負わないものと致します。この場合、利用者は直ちに〔当社〕に連絡し、その指示に従うものとします。

## 第7章 情報管理

### 第26条（個人情報の利用）

- 1 「当社」は、利用登録及び利用契約、その他電動アシスト自転車の貸出に伴って取得した利用者の個人情報を、下記の目的の範囲で利用するものとし、個人情報保護法に従って厳格に取り扱いを行います。
  - (1) 「当社」が、利用登録の申込みや利用契約の締結などにあたり、適切な判断や対応を行うため。
  - (2) 「当社」が、電動アシスト自転車の貸出に伴う管理に必要な連絡、各種書類の送付、本人確認にあたり、適切な判断や対応を行うため。
  - (3) 「当社」が、電動アシスト自転車の利用に掛かる料金請求を行うため。
  - (4) 「当社」が、利用者との利用契約の終了後においても、照会への対応や法令などにより必要となる管理を適切に行うため。
  - (5) 「当社」が、個人を特定できない形態にしたうえで、電動アシスト自転車の利用情報等の集計、分析を行うため。
  - (6) 「当社」が、個人を特定できない形態にしたうえで、本事業の執行を管理する事務局（一般社団法人環境パートナーシップ会議（同法人が業務委任を行う事業者を含む）（以下、「事業執行事務局」という。））及び所管する経済産業省に電動アシスト自転車の利用情報等を提供するため。

※補助事業者が地方自治体である場合には、各自治体が定める個人情報保護に係る条例等に準拠。

- 2 「当社」は、本事業に関連する運営管理等業務（代金決済事務、利用者管理、問い合わせ窓口、その他一切の事務）を第三者に業務委託する場合に、個人情報の保護措置を講じたうえで、前項により取得した個人情報を当該業務委託先に預託するものとします。

### 第27条（位置情報の利用）

- 1 「当社」は、本事業で貸出を行う電動アシスト自転車に備え付けのGPSロガーを通じて、当社の設定する頻度で、電動アシスト自転車利用時の位置情報（緯度及び経度の情報）を収集するものとします。「当社」は、収集した位置情報を基に、利用者が利用規約に従って適切に電動アシスト自転車を利用しているかを確認することができるものとします。
- 2 「当社」は、前項で収集した位置情報を基に、利用者ごとの電動アシスト自転車の使用状況について、走行距離、走行ルート、使用日数、使用時間等を算出し、個人を特定できない形態にしたうえで、集計（性別や年齢層等、個人属性別の集計を含む）・分析を行い、この結果を公表することができるものとします。
- 3 「当社」は、第1項で収集した位置情報データ、及び前項で実施した集計・分析データについて、個人を特定できない形態にしたうえで、事業執行事務局及び事業を所管する経済産業省にデータ提供を行うことができるものとします。また、当該データ提供を受けた事業執行事務局及び経済産業省は、当該データを用いた集計・分析を独自に行い、この結果を公表することができるものとします。

## 第8章 雑則

### 第28条（規約の変更）

〔当社〕が本規約を改訂した場合、〔当社〕所定のウェブサイトへの掲示をもってその通知とします。また本規約の改訂は、利用契約の目的に反せず、変更が合理的であると認められる範囲において、利用者への事前の通知無く行うことができるものとします。

※補助事業者は、規約変更時の通知方法を任意に設定する。

#### 第29条（通知等）

利用者に対する〔当社〕からの通知及び連絡等は、利用契約時に登録した電話番号又はメールアドレスに行い、その発信時に通知及び連絡等の効力が発生するものとし、不到達による不利益は利用者が負うものとします。

#### 第30条（準拠法、管轄裁判所）

本規約及び利用契約の準拠法は日本法とし、本規約又は利用契約に関連して生じた紛争については、〇〇地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

（令和2年〇月〇日制定）



利用規約に対する同意書（雛形）

〔補助事業者名〕 殿

私は、〔補助事業者名〕が実施する「電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業」において、電動アシスト自転車の貸出を受ける利用契約を〔補助事業者名〕との間で締結するにあたり、〔補助事業者名〕が定める利用規約の内容について理解した上で、この規約に同意します。

以上

同意年月日 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 別紙5

### 電動アシスト自転車利用者の行動範囲等のデータ収集・分析及び報告について

補助事業者は、電動アシスト自転車利用者の行動範囲等のデータとして、下記のすべてのデータ項目について収集・分析を実施し、事務局に報告（データ提出）を行うものとする。

データ集計の対象期間は、交付決定日または電動アシスト自転車ごとに貸出開始日から事業完了日まで（最大365日間）のデータとする。

1. 位置データ（補助対象となるすべての電動アシスト自転車のデータ）の収集
  - ・ 走行ルートのプロット図を作成するためのタイムスタンプ、緯度・経度データ、GPSロガー機器番号等
  - ・ 利用者別情報を作成するためのGPSロガー機器番号、タイムスタンプ、1日の走行実績等を1日単位で記録したデータ
  - ・ データフォーマットはCSV形式。詳細は別紙3参照のこと
  - ・ 各データ行にはGPSロガー機器番号を含めること
2. 利用者別情報（補助対象となるすべての電動アシスト自転車利用者別のデータ）の集計
  - ・ 全走行ルートのプロット図
  - ・ 総走行距離
  - ・ 実使用日数
  - ・ 実使用時間
  - ・ 最長走行距離（1日）

※全走行ルートのプロット図は位置データを地図上にプロットするもの。PDFまたはJPEG形式とすること。

全走行ルートのプロット図以外の利用者別情報は、Microsoft EXCEL形式の一覧表で作成すること。

なお、以下のデータの提出は任意とする。

- ・ 実使用回数
- ・ 1日平均走行距離
- ・ 1日平均走行時間
- ・ 1使用平均走行距離
- ・ 1使用平均走行時間
- ・ 最長走行距離（1使用）

※位置データが15分以上変わらない場合は、自転車未使用として扱う。

使用が日にちをまたぐ場合の使用は前日のデータとして扱う。

データフォーマットについては、別添1参照のこと。

3. 集計データ  
上記「2. 利用者別情報」を以下の属性ごとに集計したデータ
  - ・ 性別
  - ・ 年齢層別
  - ・ 性別及び年齢層別（クロス集計）

※集計データは、Microsoft EXCEL形式の一覧表で作成すること。

データフォーマットについては、別添1参照のこと。

## 4. 納品

以下の①から③のデータをDVD-Rに格納し、納品すること。（CD-R1枚に収まる場合に限り、

CD-Rでの納品も可。)

①位置データ

- ・補助対象となるすべての電動アシスト自転車利用者別のタイムスタンプ、緯度・経度データ、GPSロガー機器番号等（CSV形式）
- ・補助対象となるすべての電動アシスト自転車利用者別の1日単位の記録データ：GPSロガー機器番号、タイムスタンプ、1日の走行実績等（CSV形式）

②使用者別情報

- ・全走行ルートのプロット図（PDFまたはJPEG形式）
- ・使用者別情報集計表（Microsoft EXCEL形式）

③集計データ

- ・性別集計表（Microsoft EXCEL形式）
- ・年齢層別集計表（Microsoft EXCEL形式）
- ・性別及び年齢層別集計表（Microsoft EXCEL形式）

別添 1

集計データ等フォーマット仕様

1. 利用者別情報集計

- ・利用者別情報を集計したもの
- ・データフォーマットは Microsoft EXCEL 形式の一覧表

GPSロガー機器番号	必須項目				任意項目					
	総走行距離(m)	実使用日数(日)	実使用时间(分)	最長走行距離(1日)(m)	実使用回数(回)	1日平均走行距離(m)	1日平均走行時間(分)	1使用平均走行距離(m)	1使用平均走行時間(分)	最長走行距離(1使用)(m)
GPS01										
...										
...										
...										
合計										

2. 集計データ

- ・利用者別情報を性別、年齢階層別、性別及び年齢階層別に集計したもの
- ・データフォーマットは Microsoft EXCEL 形式の一覧表

性別	必須項目				任意項目					
	総走行距離(m)	実使用日数(日)	実使用时间(分)	最長走行距離(1日)(m)	実使用回数(回)	1日平均走行距離(m)	1日平均走行時間(分)	1使用平均走行距離(m)	1使用平均走行時間(分)	最長走行距離(1使用)(m)
男性										
女性										
合計										

年齢階層別	必須項目				任意項目					
	総走行距離(m)	実使用日数(日)	実使用时间(分)	最長走行距離(1日)(m)	実使用回数(回)	1日平均走行距離(m)	1日平均走行時間(分)	1使用平均走行距離(m)	1使用平均走行時間(分)	最長走行距離(1使用)(m)
60歳未満										
60歳以上65歳未満										
65歳以上70歳未満										
70歳以上75歳未満										
75歳以上										
合計										

性別及び年齢層別		必須項目			任意項目						
		総走行距離(m)	実使用日数(日)	実使用時間(分)	最長走行距離 (1日)(m)	実使用回数(回)	1日平均走行 距離(m)	1日平均走行 時間(分)	1使用平均走行 距離(m)	1使用平均走行 時間(分)	最長走行距離 (1使用)(m)
男性	60歳未満										
	60歳以上65歳未満										
	65歳以上70歳未満										
	70歳以上75歳未満										
	75歳以上										
女性	60歳未満										
	60歳以上65歳未満										
	65歳以上70歳未満										
	70歳以上75歳未満										
	75歳以上										
合計											

電動アシスト自転車利用者へのアンケートについて

1. 必須で設定することが求められる調査項目

下記に示す調査項目は、電動アシスト自転車利用者に対するアンケートにおいて調査することが必須の項目である。(適切に調査がなされなかった場合には、補助要件を満たさないものとして補助対象外となる。)

- ・ 性別・年齢
- ・ (事業利用前と比較し) 外出回数が増加したか
- ・ (事業利用前と比較し) 外出距離が増加したか
- ・ 事業利用前の主な交通手段 (選択形式)
- ・ 事業利用後の主な交通手段 (選択形式)
- ・ 健康状態の変化があったか
- ・ 今後も利用したいか
- ・ 電動アシスト自転車を購入したいか
- ・ 免許返納後の代替手段となり得るか? (選択肢)  
なる ・ 部分的にはなる ・ ならない ・ どちらともいえない
- ・ 主な使用目的 (複数選択可)  
買物 ・ 通勤 ・ 通院 ・ 仕事, 業務 ・ 余暇活動 (遊びに行く・サイクリング)  
その他 ( )
- ・ 使用頻度 (以下から選択)  
ほぼ毎日 ・ 週4～5日 ・ 週2～3日 ・ 月3～4回 ・ 月2回未満

上記の調査項目に加え、補助事業者において、各利用者に対応するGPSロガー機器番号の情報を調査結果データに付与することを必須とする。

2. 補助事業者が任意で設定する調査項目

上記1以外で、補助事業者は電動アシスト自転車の利用状況等を把握することを目的として、任意で追加的な調査項目を設定できるものとする。

なお、任意の調査項目についても、事務局への調査結果報告の対象となる。

## 応募申請様式

- ※ 応募申請書様式は、事務局HPからダウンロードした「エクセルファイル」で作成していただき、申請する金額等の数値や文言に書類内での不整合がないか確認した上で、ご提出ください。  
なお、共同申請の場合は、事務局にお問合せの上、専用の様式をご使用ください。

(様式第1)

年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿

申請者 住所

氏名

法人にあつては名称

及び代表者の役職・氏名

印

令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金  
(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) の応募について

多様なモビリティ導入支援事業費補助金(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業)について、不支給要件に該当しないことを確認の上、下記の通り応募します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的及び内容

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(開始予定日) 年 月 日

(完了予定日) 年 月 日

4. 補助事業に要する経費 円

5. 補助対象経費 円

6. 補助金交付申請額 円

(注1) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。

(注2) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注3) 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額(1円未満は切捨て)をいいます。

(注4) 共同申請の場合は、「申請者」に共同申請を構成する全ての申請者に関する事項を記入してください。



7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の内訳

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金 交付申請額
電動アシスト自転車安全対策・普及促進事業費（合計）	円	円	円
うち、自転車等取得費（自転車、GPS機器、ヘルメットなど）	円	円	円
うち、GPSデータ取得費（通信費、サーバー利用料など）	円	円	円
うち、安全講習会費	円	円	円
うち、その他（保守・点検費、アンケート調査費など）	円	円	円

8. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の内容

(2) 事業実施地域

(3) 電動アシスト自転車導入台数

	導入台数
合計導入台数	台
うち2輪タイプ	台
うち3輪タイプ	台

(4) 補助事業の収支予算（共同申請の場合は事業者ごとの予算記入）

	金額
自己資金	円
起債又は借入金	円
その他	円
多様なモビリティ導入支援事業費補助金	円
上記以外の補助金等	円
合計	円

【資金計画に関する詳細説明】

補助事業の実現に必要な資金計画の熟度を評価しますので、該当する項目に○を付け、詳細にご説明ください。

補助事業者が民間事業者の場合、下記について記入してください。

選択肢（複数回答可）	左記の詳細説明（相談先の固有名詞や種別（ <u>商工会、商工会議所、金融機関、税理士、民間コンサルティング会社等</u> ）を記載してください。枠は適宜広げてください。）
資金調達先の検討までは至っていない	
具体的な資金調達先の検討済	検討先の名称、担当部署、担当者名（ ） 説明：
金融機関・税理士等の専門家へ相談済	相談先の名称、担当部署、担当者名（ ） 説明：
金融機関から起債又は借入金の内諾済	内諾先の名称、担当部署、担当者名（ ） 説明：
補助金以外は全額自己資金で対応予定	

補助事業者が地方公共団体の場合、下記について記入してください。

選択肢	左記の詳細説明を記載してください。枠は適宜広げてください。
予算措置済み	本事業の予算額（ ）円
予算措置を行う予定	本事業の予算額（ ）円（予定） 予算の可決予定時期：令和2年（ ）月
予算措置ができるか不透明	本事業の予算額（ ）円（予定） 具体的な状況：

(5) 添付書類

- 1) 申請者の営む主な事業がわかる書類 【地方公共団体は提出不要】
- 2) 申請者の資産及び負債に関する事項（財務諸表等） 【地方公共団体は提出不要】
- 3) 様式第1別紙①、様式第1別紙② 【地方公共団体は提出不要】
- 4) その他事業内容に関する補足説明資料

※事業実施計画の詳細や安全講習会などの計画、利用規約案、費用積算根拠（見積書）、体制等

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第 1 別紙①)

年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

### 暴力団排除に関する誓約事項

多様なモビリティ普及推進事業費補助金（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第 21 条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
- ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

(様式第1別紙②)

役員等一覧(記載例)

会社名	役職名	(フリガナ)	住 所	生年月日	性 別
		氏 名			
株式会社訓練	代表取締役社長	ケリン ジツ	〇〇県××市△△町1番地	昭和30年3月4日	M
		訓練 実施			
株式会社訓練	常務取締役	トウチ 仔助	△△県〇〇市××町2番地	昭和40年1月1日	M
		東北 一郎			
株式会社訓練	取締役営業本部長	カサイ ハコ	××県△△市〇〇町3番地	昭和45年12月24日	F
		関西 花子			

※生年月日は和暦で記載してください。

※交付規程第21条の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。

※共同申請による場合、各者(企業等)全ての役員全員を記載してください。

※本様式の提出をもって、様式第1別紙③ 電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局「個人情報の取扱いについて」に対し、申請者及び本一覧に記載された役員等全員の同意があったものとみなします。

(様式第 1 別紙③)

## 個人情報の取扱いについて

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業（以下、「本事業」と記載）事務局（一般社団法人環境パートナーシップ会議）は、本事業において取得した個人情報について、関係法令及び本事業公募要領、交付規程、当法人の定める「個人情報保護方針」等に基づき適正に管理するとともに、以下の通り取扱います。

本取扱いに同意いただける場合は、提出する個人情報について本人の了承を得た上で、他の申請様式とともに、様式第 1 別紙①（暴力団排除に関する誓約事項）に押印し、事務局宛にお送りください。

### ○利用目的

本事業にて定められた不支給要件の確認のため。

なお確認に際し、必要に応じて、様式第 1 別紙①（暴力団排除に関する誓約事項）記載の情報の範囲で、事務局及び公的機関、本事業委託先等に、書面又は電子媒体により情報を提供することがあります。

### ○お問い合わせ先

個人情報の取扱いに関するご意見、ご要望等は、下記の窓口までお申し出ください。

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階

TEL : 03-6825-5478

※電話受付時間 10:00~12:00 及び 13:00~17:00（土日祝日を除く）

E-mail : epac@surece.co.jp

HP : [https://epc.or.jp/category/fund\\_dept/epac](https://epc.or.jp/category/fund_dept/epac)

<sup>1</sup> 一般社団法人環境パートナーシップ会議「個人情報保護方針」

<https://epc.or.jp/about/personal-information>